

# いわゆる判断過程合理性審査に関する一考察

——辺野古最判を契機に——

近藤卓也

## 目次

序章	はじめに
第1章	判断過程合理性審査を採用する従来の判例
第1節	伊方最判
第2節	家永最判
第3節	老齡加算最判
第4節	小括
第2章	専門技術的判断と判断過程合理性審査
第1節	専門技術的判断と裁量の存否
第2節	専門技術的判断と裁量審査
第3節	判断過程合理性審査の審査密度
第3章	辺野古訴訟における裁量審査
第1節	第1審
第2節	上告審
第3節	辺野古最判における裁量審査の実像
終章	おわりに
補論	辺野古最判における裁量審査と不当性

## 序章 はじめに

裁量審査にかかる判例の立場としては、平成18年以降、判断過程を統制する手法が定着した感がある<sup>1)</sup>。もっとも、裁判所が採用する判断過程統制手

---

1) 山本隆司「行政裁量の判断過程審査の理論と実務」司法研修所論集129号（2019年）3頁。主要判例として、最判平成18年2月7日民集60巻2号401頁（呉学校施設使用不許可事件）、最判平成18年9月4日判時1948号26頁（林試の森事件）、最判平成18年10月26日判時1953号122頁（木屋平村指名競争入札事件）、最判平成18年11月2日民集60巻9号3249頁（小田急事件）、最判平成19年12月7日民集61巻9号3290頁（獅子島海岸占用不許可事件）等が挙げられる。

法は一樣ではなく、学説はその整理事業に取り組んできたといえる。そこで学説による分類例をみると、その1つに、判断過程の合理性ないし過誤・欠落を審査する「判断過程合理性審査」と考慮要素に着目する「考慮要素審査」に大別して判断過程統制手法を説明するものがある<sup>2)</sup>。この二分論をもとに裁量審査をめぐる議論を眺めたとき<sup>3)</sup>、裁判所における採用率の高さからして、主として学説の関心が向けられてきたのは考慮要素審査であり、判断過程合理性審査についてはいまだ事例ごとの分析がなされるにとどまっているような印象を受ける<sup>4)</sup>。

この点に関連して本稿が着目するのが、公有水面埋立承認の取消処分 of 違法性が争われた<sup>5)</sup> 辺野古最判（最判平成28年12月20日民集70巻9号2281頁）である。同最判は、審査対象を原処分たる公有水面埋立承認の違法等（違法または不当）としたうえで、公有水面埋立法（以下、「公水法」という）4条の第1号要件および第2号要件適合性を判断するにあたって裁量審査を使い分けた。このうち後者にかかる裁量審査については、判断過程合理性審査の代名詞ともいえる伊方最判（最判平成4年10月29日民集46巻7号1174頁）の判断枠組みに依拠したと一般に評価されている<sup>5)</sup>。しかし、後述するとおり、判断過程合理性審査は専門機関が関与する事案において採用されてきた審査手法であるのに対して、<sup>6)</sup> 辺野古訴訟で問題となった公有水面埋立承認のプロ

- 2) 村上裕章「判断過程審査の現状と課題」同『行政訴訟の解釈理論』（弘文堂、2019年）235頁〔初出2013年〕。考慮要素審査は、考慮不尽、他事考慮を審査する形式的考慮要素審査と各考慮要素の重みづけまで審査する実質的考慮要素審査に細分化される。
- 3) 学説上は、判断過程統制手法の例として考慮要素審査の判例のみを挙げるものも多い。村上・前掲注（2）243頁註（34）参照。そのような立場からすれば、二分論を前提にする本稿の問題意識とそれに対する結論は自明あるいは的外れなものかもしれない。
- 4) 判断過程合理性審査に分析の比重を置いた近時の研究として、榎原秀訓「行政裁量と行政救済」浜川清＝稲葉馨＝西田幸介編『行政の構造変容と権利保護システム』（日本評論社、2019年）95頁がある。
- 5) 馬橋隆紀＝幸田宏・判例地方自治421号（2017年）8頁、人見剛「辺野古争訟の経緯と諸判決に対する一考察」Law&Practice11号（2017年）45頁、宇賀克也・国際文化研修98号（2018年）40頁、本多滝夫「行政法と地方自治法の交錯—第2次辺野古訴訟—上告審判決の批判的検討—」龍谷法学50巻4号（2018年）312頁、稲葉馨・平成29年度重要判例解説〔ジュリスト臨時増刊1518号〕（2018年）54頁、福永実・広島法学42巻2号（2018年）198頁。

セスにおいて何らかの専門機関が関与する仕組みは存在しない。そのため、辺野古最判が伊方最判に依拠しているのであれば、判断過程合理性審査の適用範囲が再検討されなければならない。逆に、依拠していないとすれば、なぜ辺野古最判は伊方最判とかように類似するのかという疑問に回答しなければならない。

本稿は、以上のような問題関心から、判断過程合理性審査をめぐる判例理解と辺野古最判の位置付けを検討するものである。したがって、個々の判決の当否には立ち入らないことを予め断っておきたい。以下では、まず判断過程合理性審査を採用したとされる従来の判例を確認し、その共通因子を抽出する（第2章）。次に、そこで獲得した知見をもとに判断過程合理性審査の特徴を洗い出したうえで（第3章）、辺野古訴訟における裁量審査を分析し、その実態に迫りたい（第4章）。最後に、裁量審査の観点から辺野古最判の意義に言及する（終章）。また、本論とは別に、辺野古最判における裁量審査は不当性審査を含むのかという論点にも触れる（補論）。

## 第1章 判断過程合理性審査を採用する従来の判例

判断過程合理性審査を採用したとされる判例としては、伊方最判、家永最判（最判平成5年3月16日民集47巻5号3483頁）<sup>6)</sup>、老齢加算最判（最判平成24年2月28日民集66巻3号1240頁）<sup>7)</sup>が著名である<sup>8)</sup>。以下では、各最判について判断過程合理性審査に相当する判旨を挙げ、そこに共通する判例法理を明らかにしたい。

---

6) 本稿では、いわゆる第1次訴訟を取り上げる。第3次訴訟として、最判平成9年8月29日民集51巻7号2921頁。

7) 本稿では、いわゆる東京事件を取り上げる。福岡事件として、最判平成24年4月2日民集66巻6号2367頁。

8) これら以外に判断過程合理性審査を採用する判例として、最判平成17年5月30日民集59巻4号671頁（もんじゅ事件）、最判平成17年12月1日判時1922号72頁（横浜教科書検定事件）等がある。また、先駆的判例として、最判昭和63年7月14日判時1297号29頁（医師会設立不許可処分事件）。

## 第1節 伊方最判

本件は、内閣総理大臣が四国電力株式会社に対して行った伊方原子力発電所にかかる原子炉設置許可処分（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和52年法律第80号による改正前のもの。以下、「規制法」という）23条1項）について、付近住民らが提起した取消訴訟である。本件当時、原子炉設置許可処分にあって、許可権者である内閣総理大臣には原子力委員会への諮問とその意見の尊重が義務付けられており（規制法24条2項）、また、原子炉の安全性に関する事項の調査審議については、原子力委員会に置かれた原子炉安全専門委員会が当たるものとされていた（原子力委員会設置法（昭和53年法律第86号による改正前のもの）14条の2）。

伊方最判は、規制法が原子力委員会への諮問を義務付けているのは、「多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合的判断が必要とされる」という「原子炉施設の安全性に関する審査の特質を考慮し、右各号所定の基準の適合性については、各専門分野の学識経験者等を擁する原子力委員会の科学的、専門技術的知見に基づく意見を尊重して行う内閣総理大臣の合理的な判断にゆだねる趣旨と解するのが相当である」としたうえで、次のように判示する。「原子炉施設の安全性に関する判断の適否が争われる原子炉設置許可処分の取消訴訟における裁判所の審理、判断は、原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の専門技術的な調査審議及び判断を基にしてされた被告行政庁の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきであって、現在の科学技術水準に照らし、右調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、あるいは当該原子炉施設が右の具体的審査基準に適合するとした原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があり、被告行政庁の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には、被告行政庁の右判断に不合理な点があるものとして、右判断に基づく原子炉設置許可処分は違法と解すべきである。」

上記判示は、行政庁の判断における不合理性の有無という視座を設定したうえで、具体的には、審査基準の合理性と判断過程における過誤・欠落に着目するかたちで、諮問機関（原子力委員会および原子炉安全専門審査会）の判断過程を審査するという手法を提示するものといえる。なお、伊方最判の特徴として「裁量」の語を使用していない点が夙に指摘されるが、これは、マクリーン最判（最大判昭和53年10月4日民集32巻7号1223頁）に代表される「政治政策的裁量」と本件における「専門技術的裁量」が混同されることを回避するためであって、実質的には裁量を肯定する趣旨であると説明されている<sup>9)</sup>。

## 第2節 家永最判

本件は、高等学校用の教科書原稿につき文部大臣から教科書検定の不合格決定および条件付合格決定を受けた日本史の研究者が、精神的損害および逸失利益の賠償を求めて提起した国賠訴訟である。当時の教科書検定制度においては、高等学校は文部大臣の検定を経た教科用図書等を使用しなければならず（学校教育法（昭和45年法律第48号による改正前のもの）21条1項、51条）、また、文部大臣は教科用図書検定調査審議会の答申に基づいて検定を行うこととされていた（教科用図書検定規則（昭和23年文部省令第4号）2条）。さらに、教科用図書検定基準（昭和33年12月12日文部省告示第86号）が検定合格の条件を詳細に定めていた。

家永最判は、教科書「検定の審査、判断は、……様々な観点から多角的に行われるもので、学術的、教育的な専門技術的判断であるから、事柄の性質上、文部大臣の合理的な裁量に委ねられるものというべきである。したがって、合否の判定、条件付合格の条件の付与等についての教科用図書検定調査審議会の判断の過程（検定意見の付与を含む）に、原稿の記述内容又は欠陥の指摘の根拠となるべき検定当時の学説状況、教育状況についての認識や、旧検定基準に違反するとの評価等に看過し難い過誤があつて、文部大臣の判

9) 高橋利文・最高裁判所判例解説民事篇平成4年度420頁。

断がこれに依拠してされたと認められる場合には、右判断は、裁量権の範囲を逸脱したものとして、国家賠償法上違法となると解するのが相当である」と判示した。

このように家永最判も、伊方最判同様、諮問機関（教科用図書検定調査審議会）の判断過程における過誤を審査している。ただし、伊方最判と異なり、家永最判では審査基準の合理性審査は示されていない。これは、上記判示に先立ち憲法違反にかかる原告の主張に応答する文脈で、既に教科用図書検定基準の合理性を肯定していたためと考えられる<sup>10)</sup>。

### 第3節 老齢加算最判

本件は、厚生労働大臣が生活保護法8条に基づく保護基準（昭和38年厚生省告示第158号）を数次にわたって改訂して老齢加算（原則として70歳以上の者を対象とする生活扶助の加算）を段階的に廃止したことにつき、保護費を減額する旨の生活保護変更決定を受けた被保護者らが提起した取消訴訟である。上記改訂は、厚生労働省の社会保障審議会に設置された生活保護制度の在り方に関する専門委員会が公表した中間取りまとめを受けてなされたものであった。

老齢加算最判は、生活保護法3条、8条2項にいう最低限度の生活を「保護基準において具体化するに当たっては、高度の専門技術的な考察とそれに基づいた政策的判断を必要とする」ことから、厚生労働大臣には「専門技術的かつ政策的な見地からの裁量権が認められる」としたうえで、次のような判断枠組みを定立する。老齢加算の廃止を内容とする保護基準の改定は、「当該改定の時点において70歳以上の高齢者には老齢加算に見合う特別な需要が

---

10) 該当する判示の一部を抜粋すると、次のとおりである。「文部大臣の検定権限は、……憲法上の要請にこたえ、教育基本法、学校教育法の趣旨に合致するように行使されなければならないところ、……検定の具体的内容等を定めた旧検定規則、旧検定基準は右の要請及び各法条の趣旨を具現したものである」。この点につき、山下竜一「行政法の基礎概念としての行政裁量」公法研究67号（2005年）217頁は、「検定基準の適法性を、法律から明らかな教科書の要件を具体化したものにすぎないとして、あまりにも安易に認めた」と批判する。

認められず、高齢者に係る当該改定後の生活扶助基準の内容が高齢者の健康で文化的な生活水準を維持するに足りるものであるとした厚生労働大臣の判断に、最低限度の生活の具体化に係る判断の過程及び手続における過誤、欠落の有無等の観点からみて裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があると認められる場合、……生活保護法3条、8条2項の規定に違反し、違法となる」。

本件では、審査基準の設定（改訂）そのものが問題となっているという事案の性質上、審査基準の合理性審査は示されていない<sup>11)</sup>。また、これまでの判例と異なり、本件においては諮問手続が法令上明確に位置付けられていない。それゆえに、上記判示には、①諮問機関（生活保護制度の在り方に関する専門委員会）ではなく厚生労働大臣の判断過程における過誤・欠落を問題としている<sup>12)</sup>、②判断過程のみならず「手続」の過誤・欠落も審査対象としている、③（①から派生して）「看過し難い」という修飾語が落とされているといった、伊方最判および家永最判にはない特徴がある<sup>13)</sup>。

#### 第4節 小 括

伊方最判は、行政庁の判断における不合理性の有無という基準を立てたうえで、それを判断するための手法として審査基準の合理性審査と判断過程の過誤欠落審査を示した。もっとも、行政庁の判断における不合理性の有無という観点はあまりに抽象的であって<sup>14)</sup>、少なくとも字面だけ見れば考慮不尽

11) 村上裕章「生活保護老齢加算廃止訴訟」同・前掲書注(2) 271頁〔初出2013年〕、前田雅子「保護基準の設定に関する裁量と判断過程審査」芝池義一先生古稀記念『行政法理論の探求』（有斐閣、2016年）318頁。

12) もっとも、老齢加算最判は、中間取りまとめは「統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性に欠けるところはな」く、「厚生労働大臣の判断は、専門委員会のこのような検討等を経た……意見に沿って行われたものであり、その判断の過程及び手続に過誤、欠落があると解すべき事情はうかがわれない」と判示しているから、実質的には、諮問機関の判断過程を審査しているといえる。

13) ①につき村上・前掲注(11) 271～272頁、②につき豊島明子「行政立法の裁量統制手法の展開」法律時報85巻2号（2013年）33頁、③につき前田・前掲注(11) 318頁註(18)等参照。

14) 山本隆司「日本における裁量論の変容」判例時報1933号（2006年）17頁、宮田三郎「専門技術的裁量について」同『行政裁量とその統制密度〔増補版〕』（信山社、2012年）353頁〔初出2010年〕、赤間聡「行政の判断過程における過誤欠落に関する一考察—ヴィール判決以降、第一、

や他事考慮といった考慮要素審査における着眼点をも包摂しうるように思われるし、審査基準の合理性審査は判断過程合理性審査に分類されない事案<sup>15)</sup>でも用いられている。何より、伊方最判の系列に家永最判、老齡加算最判を並べたとき、3判例すべてに共通するのは判断過程の過誤欠落審査のみである。そうすると、(きわめて限定的な素材に基づく分析結果に過ぎないが)判断過程合理性審査の核を形成するのは判断過程の過誤欠落審査であるという試論を提示することができそうである。

そして、これらの判例が採る判断枠組みに対しては、適用事案の性質上、「科学技術的・専門技術的裁量につき、専門的機関・第三者的機関の行政決定過程への関与の仕組みに着目し、その決定過程の合理性につき審査密度を高めた司法統制をするという判例法理」<sup>16)</sup>、「専門技術的な問題について、特に専門家からなる諮問機関が関与している場合に用いられる手法」<sup>17)</sup>といったように、「専門技術性」「専門機関の関与」に由来する審査手法といった位置付けが与えられてきた。

以上を踏まえて、次章では、専門技術性、専門機関の関与をキーワードに、判断過程合理性審査なる手法の要点を探っていく。

## 第2章 専門技術的判断と判断過程合理性審査

### 第1節 専門技術的判断と裁量の存否

行政裁量論において、もともと専門技術性や専門機関の関与といった要素は、裁量審査ではなく裁量の存否を判断する場面で論じられてきた。かねて

---

第三ミュルハイム・ケルリッヒ判決及びもんじゅ判決を題材に一」高知論叢108号(2013年)66頁。

15) たとえば、最判平成10年7月16日判時1652号52頁(酒類販売業免許事件)、最判平成11年7月19日判時1688号123頁(三菱タクシー運賃変更申請却下事件)。

16) 橋本博之「行政裁量と判断過程統制」同『行政判例と仕組み解釈』(弘文堂、2009年)162頁〔初出2009年〕。

17) 村上・前掲注(2)245頁。

より、裁量の問題につき機能主義的な見地から「何を裁判所の判断に委ね、何を行政機関の判断に専属せしめるのが最も合理的か、という考え方」がなされてきたが<sup>18)</sup>、この場合、行政庁の専門技術的判断については必ずしも裁判所が判断能力を有しないわけではないとして、そこに裁量を認めることに異論が呈されてきた<sup>19)</sup>。そこで、専門技術的判断に裁量を認める手掛かりとされてきたのが、専門機関の関与であった<sup>20)</sup>。しかし、専門機関が関与する専門技術的判断に必然的に裁量が認められるわけではないことは、水俣病認定最判（最判平成25年4月16日民集67巻4号1115頁）が公害健康被害認定審査会への諮問手続が法定されている水俣病の認定判断について処分行政庁の裁量を否定したことから明らかである<sup>21)</sup>。したがって、専門技術的判断における裁量の正当化については別の根拠を模索する必要がある。

そこで考えられるのが、問題とされる行政処分が単なる客観的事実の確認にとどまらない価値判断を伴う性質を帯びたものかという観点である<sup>22)</sup>。従来の判例（専門技術の見地と政策的見地の両面から裁量を認めた老齢加算最判を除く）で問題となった処分であれば、原子炉設置許可処分については、科学技術により得られる効用と比較してどの程度の危険性であれば社会的に許容できるかという相対的安全性の見地<sup>23)</sup>、教科書検定の合格／不合格決定については、教科書の内容が教科目標や児童生徒の心身の発達段階に照らし

---

18) 藤田宙靖『行政法総論（上）〔新版〕』（青林書院、2020年）115頁。

19) たとえば、宮田三郎「行政裁量」同・前掲書注（14）24～25頁〔初出1984年〕。

20) たとえば、伊方最判について、塩野宏『行政法Ⅰ行政法総論〔第6版〕』（有斐閣、2015年）143頁は、最高裁は「行政庁の判断過程に通常の官僚組織以外の専門集団が関与している点に、法が裁量権を付与している法的根拠を見出していることに注意しなければならない。いいかえると、かかる集団が関与していない場合には如何に専門技術的問題といえども、行政庁の裁量性は認められない」と述べる。

21) 林俊之・最高裁判所判例解説民事篇平成25年度247頁。最判平成12年7月18日判時1724号29頁（原爆医療給付認定申請却下事件）も参照。

22) 高木光『技術基準と行政手続』（弘文堂、1995年）10～11頁、西上治「裁量判断における専門機関の位置」法学雑誌62巻3・4号（2016年）426～427頁。価値判断と裁量の関係につき、山本寛英「行政裁量の今後を展望する」法学セミナー638号（2008年）59頁参照。

23) 高橋・前掲注（9）417～419頁。

て適切かという教育的相当性の見地からの考慮が不可欠であり、いずれも一定の価値判断が求められるものであった（これに対して、水俣病の認定判断は「現在又は過去の客観的事実を確認する」ととどまる）。このような理解を前提にすれば、専門技術的判断それ自体に何かしらの行政裁量を裏付ける固有の要因があるわけではないということになる<sup>24)</sup>。

## 第2節 専門技術的判断と裁量審査

それでは、専門技術性や専門機関の関与といった要素は、裁量審査とりわけ判断過程統制手法との関係ではいかなる意味を持つのか。判断過程統制手法は、概して行政処分に至るまでの判断過程を裁判所が追試するかたちで行われるが、その際、裁判所の基本的な視線は、考慮不尽、他事考慮（場合によっては、過大考慮、過小考慮）の有無に向けられる（考慮要素審査）。いかなる事項を考慮すべきかは一義的には当該処分の根拠法令の解釈から導かれるが<sup>25)</sup>、裁量基準が定められている場合にはこれに着目するかたちで裁量審査が行われることもある。この場合、裁判所は、まず裁量基準の合理性を審査し、これが肯定されたときには当該基準の画一的適用を否定すべき個別事情がないかを審査するかたちで、裁量権の逸脱・濫用を判断する<sup>26)</sup>（裁量基準が考慮要素を具体化したものであるならば、判断過程合理性審査と考慮要素審査の二分論の立場からは、裁量基準に着目した考慮要素審査と呼ぶことができようか）。他方で、専門技術性を要する判断について専門機関への諮問が法定されているか実務上なされている場合には、そこで実質的な判断がなされることになるため、裁判所は、行政庁ではなく諮問機関の判断過程を追跡してそこに過誤・欠落がないかを審査することとなる（判断過程合理性審査<sup>27)</sup>）。

上記整理にしたがえば、専門機関において何かしらの基準が設定されてい

24) 田代滉貴「判例における『専門技術的判断』の意味」法律時報93巻12号（2021年）62頁。

25) 芝池義一「行政決定における考慮事項」法学論叢116巻1～6号（1985年）598頁。

26) 前掲注（15）に掲げた諸判例参照。

27) 以上の整理は、主に原田大樹「行政裁量」法学教室443号（2017年）82～83頁に依拠している。

る場合の判断過程合理性審査は裁量基準に着目した考慮要素審査に、設定されていない場合の判断過程合理性審査は考慮要素審査に、それぞれ相当程度接近する<sup>28)</sup>。もっとも、専門機関への諮問が法定されている場合、行政庁自身は専門的知見を十分に有しておらず専門機関の判断が尊重されるという構造が法令上予定されていると考えられる<sup>29)</sup>。その帰結として、判断過程合理性審査においては、単なる過誤・欠落では裁量権の逸脱・濫用は認められず「看過し難い」レベルの瑕疵が要求されることになる<sup>30、31)</sup>。この点にこそ、専門性を備えた機関の関与に起因する判断過程合理性審査の固有性があるといえるのではないだろうか<sup>32)</sup>。

### 第3節 判断過程合理性審査の審査密度

判断過程合理性審査に関しては、考慮要素審査よりも審査密度の低い手法と評価されることもあるが<sup>33)</sup>、専門機関が関与する判断過程合理性審査の適用事案においては、当該処分に関する専門技術的知見を有しないという点で、裁判官はまさに行政庁と同一の目線で判断過程を追体験することができるた

28) 後者の例につき、田代滉貴・新・判例解説 Watch29号（2021年）44頁参照。

29) 西上治・法学教室418号（2015年）47～48頁。

30) ただし、高橋・前掲注（9）423頁、交告尚史「伊方の定式の射程」加藤一郎先生追悼論文集『変動する日本社会と法』（有斐閣、2011年）251頁、海渡雄一「3. 11後の原発裁判の課題と展望」斎藤浩編『原発の安全と行政・司法・学界の責任』（法律文化社、2013年）76～77頁参照。

31) 関連して、原子力行政の領域においては現在も伊方最判の判断枠組みが踏襲されているが（たとえば、福岡地判令和元年6月17日裁判所HP、大阪地判令和2年12月4日判タ1480号153頁）、この点は改める必要があると思われる。すなわち、福島第一原発事故を踏まえた平成24年の規制法改正により、原子炉設置の許可権者は原子力規制委員会に変更されていることから（原子力委員会への諮問手続は残されているものの、その内容は「原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと」に限定されている）、原子炉の安全性については専門技術性を備えた許可権者が判断をする仕組みになっている。そうすると、原子炉設置許可処分の違法事由として「看過し難い」過誤・欠落を要求する根拠は失われたといえよう。下山憲治「原子力規制の変革と課題」環境法研究5号（2016年）22頁。伊方最判の判断枠組みの見直しを強く主張するものとして、橋本博之「原発規制と環境行政訴訟」環境法研究5号（2016年）40～44頁参照。

32) この点を重視するならば、「看過し難い」の修飾語を落とした老齢加算最判は、判断過程合理性審査を採用したというよりも、行政庁ないし諮問機関の判断過程に対して考慮要素審査を行った事例として位置付けられるべきものといえる。

33) 曾和俊文『行政法総論を学ぶ』（有斐閣、2014年）211頁等。

め、一般の判断過程統制手法と比べてもより判断代置審査に接近しやすい構造を有しているといえる<sup>34)</sup>。他方で、実際上はその判断過程で要求される専門性の高さゆえに、裁判所が踏み込んだ審査を行って「看過し難い」過誤・欠落を発見できるケースはかなり限定されるようにも思われる<sup>35)</sup>。さらに、裁量審査が裁判官の姿勢や当事者の主張の仕方によって左右される性質を具備しているとすれば<sup>36)</sup>、その審査密度は事案に応じて相当の変性を内在させているといえるから、考慮要素審査であれば判断過程合理性審査より密度の高い審査がなされることも限らない。結局のところ、審査密度は事案依存的なものであると考えざるを得ず、この点で違法事由として「看過し難い」過誤・欠落が求められることの実質的な意味は定かではない。

### 第3章 辺野古訴訟における裁量審査

やや前置きが長くなったが、判断過程合理性審査に関するこれまでの分析をもとに、以下では本稿が主眼とする辺野古訴訟における裁量審査について、第1審（福岡高那覇支判平成28年9月16日民集70巻9号2727頁）から検討していく。

#### 第1節 第1審

本件は、辺野古新基地建設事業にかかる公有水面埋立承認を沖縄県知事が取り消したため、国土交通大臣が沖縄県に対して承認取消しの取消しを求め

---

34) 首藤重幸「原発行政への司法審査のあり方—三つの原発訴訟最高裁判決から考える」法学セミナー458号（1993年）28頁。

35) 斎藤浩「もんじゅ事件残論及び原発行政訴訟における裁量論」立命館法学355号（2014年）61頁。交告尚史「原子力安全を巡る専門知と法思考」環境法研究1号（2014年）28頁以下が提唱する「敬讓」概念（裁判所が判断代置的に審査できるのであればそうすべきであるが、能力上の限界があるので、行政に敬意を表して一歩引き下がるという意味）も参照。

36) 藤田宙靖 = 蟻川恒正 = 中川丈久「藤田宙靖先生と最高裁判所」藤田宙靖『裁判と法律学—「最高裁回想録」補遺—』（有斐閣、2016年）319頁〔初出2014年〕、深澤龍一郎「裁量審査の密度と方法—裁量学説と最高裁の法解釈」法律時報90巻8号（2018年）36頁。

る是正の指示（地方自治法245条の7第1項）をしたものの、沖縄県知事が承認取消しを取り消さないうえ、是正の指示の取消訴訟（同251条の5第1項）も提起しないことから、国土交通大臣が提起した不作為の違法確認訴訟（同251条の7第1項）である。公水法42条1項は、国が行う埋立てにつき、都道府県知事の承認を受けなければならないと定めており、埋立承認にあたっては同条3項が準用する4条1項1号ないし6号の各要件を満たさなければならない。辺野古訴訟の端緒となった埋立承認の取消しは、原処分たる埋立承認には第1号要件（「国土利用上適正且合理的ナルコト」）および第2号要件（「其ノ埋立ガ環境保全及災害防止ニ付十分配慮セラレタルモノナルコト」）に適合しない瑕疵があったという理由によるものであった。かくして、辺野古訴訟の争点の1つに、原処分たる埋立承認の第1号要件および第2号要件適合性が浮上する。

第1審は、第1号要件適合性については小田急最判の判断枠組みを引用する一方、第2号要件適合性を判断するにあたっては、引用こそしていないが明らかに伊方最判を意識した判断枠組みを採用している。曰く、「第2号要件の審査は、専門技術的知見を尊重して行う都道府県知事の合理的な裁量判断に委ねられているといえる。このような都道府県知事の判断の適否を裁判所が審査するに当たっては、当該判断に不合理な点があるか否かという観点から行うべきであり、具体的には、現在の環境技術水準に照らし、〔1〕審査において用いられた具体的審査基準に不合理な点があるか、〔2〕本件埋立出願が当該具体的審査基準に適合するとした前知事の審査過程に看過しがたい過誤、欠落があるか否かを審査し、上記具体的審査基準に不合理な点があり、あるいは、本件埋立出願が上記具体的審査基準に適合するとした前知事の審査の過程に看過しがたい過誤、欠落があり、それが結論に影響を与えた具体的可能性がある場合には、前知事の判断に裁量権の逸脱・濫用があるとして、本件承認処分は違法であると解すべきである」（傍点筆者、以下同じ）。

辺野古第1審による審査手法の使い分けの背景には、高木光の論文<sup>37)</sup>の

37) 高木光「行政処分における考慮事項」法律時報62巻8号（2010年）1頁〔同『法治行政論』

存在が強く感じられる<sup>38)</sup>。同論文は、公有水面埋立免許の差止めの可否が争われた軈の浦訴訟（広島地判平成21年10月1日判時2060号3頁）を素材に、原告適格論と裁量統制論の接点として「行政処分における考慮事項」が位置づけられるという仮説を検証するものである。その中で辺野古第1審に影響を及ぼしたと思われるのは、「公有水面埋立免許処分にかかる裁量審査としては、小田急最判が用いた社会観念審査が妥当である」という軈の浦訴訟における広島県の主張に関連する箇所である。その内容を抜粋・略述すると、次のとおりである<sup>39)</sup>。

A：小田急最判の裁量審査は「計画裁量」に関するものであり、その考え方は公有水面埋立免許のすべての要件にただちに妥当するわけではないと考えるのが穏当である。とりわけ、第2号要件および第3号要件適合性にかかる基準としては、いわゆる「中程度の審査」が自然である<sup>40)</sup>。

B：小田急最判の「転用」は第1号要件適合性の審査にとどめ、第2号要件および第3号要件適合性を審査する場合には、「行為規範的統制」（行政庁がどのような「考慮」をどのような基準・手順で行うべきかについてのルール＝「行為規範」に従ったかどうかに着目する統制）に純化したものを用いるのが適切である。

C：「行為規範」に反することがただちに請求認容をもたらすと考える

---

（弘文堂、2018年）203頁所収）。

38) 高橋正人「政治的・政策的裁量の統制—民主的意思決定への裁判所の関与を巡って—」同『行政裁量と内部規範』（晃洋書房、2021年）193～194頁〔初出2020年〕。

39) 高木・前掲注（37）22～23頁。

40) Aの背景には、小田急最判の裁量統制手法は「社会観念審査」に帰着しているとの理解がある。ただし、後になって高木はこの点の認識を次のように改めている。「〔著者は、〕小田急高架訴訟平成18年最判については『判断結果の統制』に帰着しているのではないかという読み方をしたことがあるが、『社会観念審査』の概念が変容しているのであり、『判断過程審査』という新しい方式が支配的になりつつあるという読み方にも十分な理由があると考えているに至っている。」高木光「社会観念審査の変容—イギリス裁量論からの示唆」同・前掲書注（37）178頁〔初出2014年〕。

べきではない。伊方最判が述べたように、行政庁の判断過程に「看過し難い過誤・欠落」があり、それが「結論に影響を与えた具体的可能性がある」場合に限り、裁量権の逸脱・濫用として処分を違法とすることが妥当である。

一見すると、第1号要件適合性の審査については小田急最判の考え方を、第2号要件および第3号要件適合性の審査については伊方最判の考え方をを用いることを示唆しているように読める。しかし、そのような理解をもとに辺野古第1審が裁量審査を使い分けたとすれば、高木論文の主張を誤用している可能性がある。なぜなら、Cは判断過程における過誤・欠落が裁量権の逸脱・濫用をもたらす場合を限定する趣旨であって、第2号要件および第3号要件適合性の審査において伊方最判の判断枠組みを用いるべきであると主張するものではなく、また、Bにいう「行為規範的統制」は伊方最判が採った審査手法そのものを指すわけではなく、念頭に置かれているのは形式的考慮要素審査であると思われるからである<sup>41)</sup>。

伊方最判にはなかった「結論に影響を与えた具体的可能性がある」というCの言い回しが判決文に登場することからも、辺野古第1審が高木論文を意識していたことは間違いなさそうである<sup>42)</sup>。しかし、その転用には上記のような誤謬があるといわざるを得ない。

## 第2節 上告審

伊方最判にはほぼ全面的に依拠する第1審に対して、上告審では伊方最判と似て異なる審査手法が展開される。曰く、第2号要件の「審査に当たっては、

---

41) 高木・前掲注(40)182頁参照。原田・前掲注(27)82頁註(59)も、形式的考慮事項審査に近いものと思われると述べる。

42) また、辺野古第1審にかかる匿名コメント・判例時報2317号44頁も高木論文の参照を推している。なお、辺野古第1審と同じ裁判体による泡瀬干潟事件第二次訴訟の控訴審(福岡高那覇支判平成28年11月8日LEX/DB文献番号25545004)でも、まったく同様の判断枠組みが用いられている。

埋立ての実施が環境に及ぼす影響について適切に情報が収集され、これに基づいて適切な予測がされているか否かや、事業の実施により生じ得る環境への影響を回避又は軽減するために採り得る措置の有無や内容が的確に検討され、かつ、そのような措置を講じた場合の効果が適切に評価されているか否か等について、専門技術的な知見に基づいて検討することが求められるということができる。そうすると、裁判所が、公有水面の埋立てが第2号要件に適合するとした都道府県知事の判断に違法等があるか否かを審査するに当たっては、専門技術的な知見に基づいてされた上記都道府県知事の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきであると解される。」「これを本件についてみるに、……本件埋立事業が第2号要件に適合するか否かは沖縄県が定めた審査基準に基づいて検討されているところ、この審査基準に特段不合理な点があることはうかがわれない。また、……前知事は、関係市町村長及び関係機関からの回答内容や沖縄防衛局からの回答内容を踏まえた上で、本件埋立事業が第2号要件に適合するか否かを専門技術的な知見に基づいて審査し、①護岸その他の工作物の施工、②埋立てに用いる土砂等の性質への対応、③埋立土砂等の採取、運搬及び投入、④埋立てによる水面の陸地化において、現段階で採り得ると考えられる工法、環境保全措置及び対策が講じられており、更に〔⑤〕災害防止にも十分配慮されているとして、第2号要件に適合すると判断しているところ、その判断過程及び判断内容に特段不合理な点があることはうかがわれない。」

上記判示を伊方最判と対比したとき、いくつかの共通点と相違点を指摘することができる。第1に、両判決とも、裁判所の審査は行政庁の「判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきである」と判示している。ただし、辺野古最判の当てはめ部分では、伊方最判にはみられない「特段」という副詞が用いられており、筆者はこれを不当性審査の跡ととらえている。この点は本稿の目的と直接的には関係しないが、辺野古最判における裁量審査の正確な理解に不可欠な部分でもあるので、後記の補論にて考察を加えたい。

第2に、両判決とも審査基準の合理性審査を用いている。ただし、伊方最判では判断枠組みの時点で示されていた審査基準の合理性審査が、辺野古最判では当てはめ部分になってはじめて現れる。この差異を生んだ原因としては、伊方最判では原子炉設置許可処分の根拠法規である規制法が諮問機関による審査基準の策定を想定していたと解されるのに対して<sup>43)</sup>、辺野古訴訟で問題となった埋立承認の根拠法規である公水法は、それ自体では審査基準の策定を想定していないと解されるため（事実、沖縄県においては、行政手続法の制定によりその設定が義務付けられるまで審査基準は置かれていなかった）、一般論として審査基準の合理性審査に言及することが憚られたという事情が考えられよう。

第3に、辺野古最判においては、判断過程の過誤欠落審査に相当する説示は見当たらない。ただし、第2号要件適合性を肯定するうえで考慮された諸要素（①～⑤）が沖縄県が定める公有水面埋立免許の審査基準の各項目（本稿末尾の資料、とりわけ傍点部分参照）と完全に一致することを踏まえると、審査基準に適合するとした判断過程の合理性については審査しているようである。

### 第3節 辺野古最判における裁量審査の実像

伊方最判の判断枠組みを踏襲した第1審との対照から、辺野古最判が伊方最判との差別化を意図していたことは明らかである。それでは、辺野古最判における裁量審査については、これをいかに理解するべきであろうか。順を追って確認していくと、まず、環境保全および災害防止に対する十分な配慮を求める第2号要件適合性の判断に裁量が認められることに異論はないと思われる。というのも、どの程度の配慮をもって十分とするかという「配慮の

---

43) 野口貴公美「行政立法—『裁判規範性』に関する一分析」磯部力=小早川光郎=芝池義一編『行政法の新構想Ⅱ行政作用・行政手続・行政情報法』（有斐閣、2008年）44頁参照。また、規制法が政省令ではなく裁量基準の形式で安全性審査に関する基準を規定すべきとする趣旨につき、深澤龍一郎「行政裁量論からみた福島事故の前と後」斎藤編・前掲書注（30）163～164頁参照。

十分性」を判断するにあたっては、環境保全および災害防止にかかる専門技術的知見が求められるのみならず<sup>44)</sup>、とりわけ環境保全に関しては埋立ての実施によって得られる公共の利益とそれによって損なわれる環境上の利益との比較衡量が不可欠であるところ、このような判断は当該地域の実情に通じた都道府県知事の価値判断に委ねられていると解されるからである<sup>45)</sup>。この点で、第2号要件適合性の判断における裁量は、原子炉設置許可処分における裁量と似通う。

しかし、辺野古訴訟の事案において専門機関が関与した事実はない。それゆえに、辺野古最判が採用する審査手法に判断過程合理性審査の中核をなす判断過程の過誤欠落審査はみられない。裁判所としては、考慮要素または裁量基準を手掛かりに行政庁の判断過程を追試することになるが、埋立承認の根拠規定である公水法4条1項2号の文言はきわめて抽象度の高いものであって、ここから十分な考慮要素を導き出すことは困難といえる。そこで辺野古最判は、沖縄県が定めた審査基準に着目するかたちで行政庁の判断過程を審査したと考えられる。このような説明に拠れば、辺野古最判における裁量審査は、審査基準に着目して専門技術的判断の合理性を審査する点で伊方最判の裁量審査と一致するものの、判断過程合理性審査の判例群に連なるものではなく、どちらかと言えば裁量基準に着目した考慮要素審査の一例とされるべきものといえる。

---

44) 衣斐瑞穂・最高裁判所判例解説民事篇平成28年度594頁。

45) 互理格「埋立免許・承認における裁量権行使の方向性」紙野健二＝本多滝夫編『辺野古訴訟と法治主義—行政法学からの検証』(日本評論社、2016年)157～158、162～163頁。「十分配慮」の文言について、実務上は「問題の現況及び影響を的確に把握した上で、これに対する措置が適正に講じられていることであり、その程度において十分と認められることをいう」と説明されている。建設省河川局水政課『公有水面埋立実務ハンドブック』(ぎょうせい、1995年)42～43頁。山田健吾「公有水面埋立法4条1項2号要件の事後的消滅と埋立承認の撤回」修道法学41巻2号(2019年)46～51頁および同「環境配慮の適時性に関する省察」市橋克哉先生退職記念論文集『転形期における行政と法の支配の省察』(法律文化社、2021年)90～93頁も参照。

## 終章 おわりに

本稿冒頭で示した問いに答えるならば、辺野古最判は、基準設定と基準適用の観点から行政判断の不合理性を審査する点で伊方最判に依拠するものの、専門機関が関与していないことから判断過程の過誤欠落審査を採用しておらず、この点では伊方最判に依拠していないという回答になるだろう。このように、辺野古最判は伊方最判の審査手法を分節的にとらえる必要性を示していると評価できるが、さらに推し進めると、専門機関の関与があろうがなかろうが裁量審査のあり方自体は何ら変わらないということがいえるかもしれない。すなわち、裁量審査について、裁判所の基本的な発想は行政過程を追試してその合理性を判断するというシンプルなものであるところ、専門機関が関与する場合には、追跡対象が行政庁ではなく専門機関の判断過程にシフトするといった比較的単純な整理法で説明できるのではないだろうか。伊方最判と似て非なる辺野古最判の裁量審査は、ともすれば、専門機関の関与を徴表とする判断過程合理性審査というカテゴリーに再考を促す呼び水となりうるように思われる。

## 補論 辺野古最判における裁量審査と不当性

辺野古最判は、「本件埋立承認取消しの適否を判断するに当たっては、本件埋立承認取消しに係る上告人の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用が認められるか否かではなく、……前知事がした本件埋立承認に違法等〔違法又は不当〕が認められるか否かを審理判断すべきであ」と述べて、審査対象を原処分たる公有水面埋立承認の違法性・不当性に設定した。言わずもがな、裁判所が不当性まで審査できることを当然の前提としており、従来考えられてきた司法審査の範囲を劇的に変更するものである。本稿ではその是非

を論じる余裕はないため、さしあたりは最高裁の上記理解を所与のものとする、次に問題となるのは不当性をも審査することのできる裁量審査のあり方である。この点につき、辺野古最判が用いた審査手法は通常の裁量審査と変わらないものであって不当性を審査できるものではないとの批判が強くなされている<sup>46)</sup>。果たして、辺野古最判における裁量審査は不当性審査を含んでいるのであろうか。

まず、第1号要件適合性にかかる判断枠組みには、不当性を意識したであろう文言の修正が窺える。辺野古最判は、第1号要件の審査に当たっては諸般の事情の総合的考慮が不可欠であることを説いたうえで、「上記のような総合的な考慮をした上での判断が事実の基礎を欠いたり社会通念に照らし明らかに妥当性を欠いたりするものでない限り、公有水面の埋立てが第1号要件に適合すると判断に瑕疵があるとはいえない」と述べる。この点につき、調査官解説は小田急最判を参照するが<sup>47)</sup>、判示内容からしてマクリーン最判と対比させるのも有用と思われる<sup>48)</sup>。マクリーン最判は、「法務大臣の右判断『『在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由』(出入国管理令21条3項)があるかどうかの判断』についてそれが違法となるかどうかを審理、判断するにあたっては、……右判断が全く事実の基礎を欠くかどうか、又は……右判断が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くことが明らかであるかどうかについて審理」するべきと述べる。両判決を比較すると、マクリーン最判と違って辺野古最判は、違法等の判断基準として「全く事実の基礎を欠く」ことや「社会通念に照らし著しく妥当性を欠くことが明らかである」ことまでは要求していない。これを不当性を含むゆえの基準緩和と見ることは十分

46) 杉原丈史・新・判例解説 Watch21号 (2017年) 57頁、人見・前掲注 (5) 43~45頁、宇賀・前掲注 (5) 41頁、岡田正則・自治研究94巻2号 (2018年) 153~154頁、本多・前掲注 (5) 313頁、加藤祐子「行政訴訟における当・不当の問題の新展開—辺野古訴訟最高裁判決を素材として—」早稲田大学大学院法研論集165号 (2018年) 64~65頁等参照。

47) 衣斐・前掲注 (44) 604頁註 (25)。

48) 仲野武志「法治国原理の進化と退化?—行政法における違法概念の諸相」同『法治国原理と公法学の課題』(弘文堂、2018年) 311~313頁〔初出2014年〕は、マクリーン最判と辺野古最判における裁量審査の共通項を指摘する。

可能であろう<sup>49)</sup>。

他方、第2号要件適合性にかかる裁量審査については、第1号要件の場合と比べて理解が難しい。ここで問われるのは「特段」の意味である（第3章第2節参照<sup>50)</sup>。素直に読む限り、「特段不合理な点があることはうかがわれない」という表現は、「不合理な点があることは特にはうかがわれない（多少は不合理な点があるかもしれない）」というニュアンスでとらえられる。これでは不当性まで審査したとは到底いえない。判決文からこれ以上の推論はできないため、調査官解説にヒントを求めるとそこには次のような説明がある。「処分に『不当』があるという場合には、その『不当』の程度には幅があり得るところであるが、処分を職権で取り消す理由とされる以上は、当該『不当』とはその程度が相当程度著しいものを指すものというべきであろう」、「処分を取り消す理由としての『不当』を問題とする以上は、原処分が違法とまでは評価し難いものの、それに準じる程度に不合理なものがこれに当たるということになろうか。」<sup>51)</sup> これは、不当には、職権取消しの理由足りうる不当、すなわち、その程度が相当程度著しい不当（違法に準じる程度に不合理なもの）と理由足りえない不当があるとの見立てを示すものといえる<sup>52)</sup>。

この見解を手掛かりに不当性審査の有無を再検討すると、辺野古最判は、

---

49) 小田急最判と比較した場合にも、同様の結論が得られそうである。福永・前掲注(5)198頁、稲葉馨「辺野古訴訟最判における『不当』論・考」西塾章先生・中川義朗先生・海老澤俊郎先生喜寿記念『行政手続・行政救済法の展開』（信山社、2019年）23～24頁参照。

50) この点につき、福永・前掲注(5)198頁は、「不当な瑕疵の不存在の表明であろうか」としつつ、「『特段』が不当の内包を意味し得るか疑問ではある」と述べて、結論を留保する。また、稲葉・前掲注(49)23～24頁は、辺野古最判の定式を、単なる不合理ではなく「特別の不合理」を要求するものと解したうえで、違法基準である伊方最判よりも不当基準である辺野古最判の方が瑕疵判断の基準としてはより縛りがあるという逆転現象が起こると指摘する。

51) 衣斐・前掲注(44)591頁、603頁註(19)。

52) しかし、違法に準じる程度に不合理ではない不当について、職権取消しができない理由は定かではない（信頼保護原則や法的安定性の要請との関係から職権取消しには少なくとも違法に準じる程度の瑕疵が要求されるという趣旨なのか、裁判所の審査能力の限界によるものなのか、あるいはその両方なのであろうか）。稲葉・前掲注(49)25～26頁は、このような調査官解説の「不当」観を論難する。

職権取消しの理由となる瑕疵として、違法に加えて違法に準じる程度に不合理な不当の有無を審査したということになる。その結果、そのような不合理な点があることは「特段」うかがわれない（違法に準じる程度に不合理ではない不当はあるかもしれない）と判断したという読み方は一応可能であるように思われる。些か技巧的に過ぎるかもしれないが、このように考えると違法に準じる程度に不合理な不当が存在しないことを示すために「特段」という副詞が用いられたと理解することができる。

もっとも、以上の考察は、あくまで辺野古最判における裁量審査には不当性を意識したアレンジが加えられていたことを示すにとどまる。辺野古最判が実際に不当性にまで立ち入って審査を行ったかは別問題であり、かつ既に多くの論者が指摘するとおり、そのような痕跡はまったく窺われない<sup>53)</sup>。

## 付記

校正段階で、赤間聡「原子力発電所の基準地震動策定とそれに対する司法審査——判例分析を中心に——」青山法学論集63巻4号（2022年）101頁および鶴澤剛「行政裁量と考慮事項——行政訴訟における要件事実・序説——」金沢法学64巻2号（2022年）21頁に接した。

## 【資料】 沖縄県公有水面埋立免許の審査基準（抄）

区分	審査事項
(1)	法第4条第1項第2号 護岸、その他の工作物の施工において、周辺の状況に対応して、生活環境への悪影響、水質の悪化、有害物質の拡散、にごりの拡散、水産物等への悪影響、大気汚染、騒音、振動、植生・動物への悪影響、自然景観への悪影響、文化財天然記念物等への悪影響、交通障害等の防止、その他環境保全に十分配慮した対策（護岸等の構造の選定、作業機器の選定、工事工法の選定資材等の運搬の手段及び経路、その他）がとられているか。

53) 前掲注(46)に掲げた諸文献のほか、山本・前掲注(1)6頁註(5)、大久保規子「辺野古訴訟と生物多様性の保全—国内屈指のサンゴ礁生態系の危機」法学セミナー801号(2021年)63頁も参照。

- (2) 埋立てに用いる土砂等の性質に対応して、水質の悪化、有害物質の拡散、にごりの拡散、水産生物等への悪影響、粉塵・飛砂、悪臭、害虫等の防止、その他環境保全に十分配慮している工法（施行順序、護岸等の構造の選定、土砂等の採取、運搬・搬入方法、覆土等）がとられているか。
- (3) 埋め立て土砂等の採取・運搬及び投入において、埋立てに関する工事の施行区域内及び周辺の状態に対応して、生活環境への悪影響、水質の悪化、有害物質の拡散、にごりの拡散、水産生物等への悪影響、粉塵・飛砂、悪臭、害虫、大気汚染、騒音、振動、植生・動物への悪影響、自然景観への悪影響、文化財天然記念物等への悪影響、交通障害等の防止、その他環境保全に十分配慮した対策（埋立て工法の選定、作業機器の選定、埋立土等の運搬の手段及び経路の選定、跡地の保全、その他）がとられているか。
- (4) 埋立てにより水面が陸地化することにおいて、周辺海域の海流、潮流の変化等から生ずる水質の悪化、水産生物への悪影響、異常堆砂、異常洗堀、航路泊地等の埋没等の防止、その他環境保全に十分配慮した対策（埋立区域の位置・面積・法線・護岸等の構造の選定、埋立てに関する工事の方法の選定、その他）がとられているか。
- (5) 埋立地の護岸の構造が、例えば、少なくとも海岸護岸築造基準に適合している等、災害防止に十分配慮されているか。
- (6) 埋立区域の場所の選定、埋立土砂の種類選定、海底地盤又は埋立地の地盤改良等の工事方法の選定等に関して、埋立地をその用途に従って利用するのに適した地盤となるよう災害防止につき十分配慮しているか。
- (7) 水面が陸地化することから生ずる反射波、そい波等による埋立地以外の場所の護岸等の損傷の恐れがないよう災害防止に十分配慮した対策（護岸の構造の選定、埋立てに関する工事の方法の選定その他）がとられているか。